

最低賃金の引上げに向けた助成金の拡充について

最低賃金の引き上げにつきましては、平成 28 年 7 月 28 日に中央最低賃金審議会の答申により示されました。

このような最低賃金引上げの環境整備に向け、中小企業・小規模事業者への支援措置として、業務改善助成金及びキャリアアップ助成金の拡充などを盛り込んだ平成 28 年度第二次補正予算案が 8 月 24 日に閣議決定されました。

○拡充のポイント（助成金の支給にあたっては補正予算が成立することが前提となります。）

【業務改善助成金】

支給対象を事業場内最低賃金が 800 円未満の事業場から 1000 円未満の事業場に拡充するほか、引上げ額に応じた助成コースが追加され、助成率も拡充されます。（※）

リーフレット：[業務改善助成金の拡充のご案内](#)

【キャリアアップ助成金（賃金規定等改定（処遇改善コース））

中小企業が有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を 3%以上増額改定し、昇給した場合に助成額が加算されます。（※）

また、特例的に、平成 28 年 8 月 24 日以降に上記のとおり取り組んだ事業主を加算措置の対象とします。

（※）申請のあった企業において、生産性の向上が認められる場合は、さらに増額されません。

リーフレット：[キャリアアップ助成金の拡充のご案内](#)